

# 

## ■事業の目的

島根県内中山間地域の自然環境や地域資源を活用して、6次化等により商品価値を高め、魅力ある商品やサービスを開発し、小規模であっても継続的に収入を得ることができる取組「スモール・ビジネス」を支援することにより、中山間地域における起業や創業、雇用創出を図ることを目的としています。

## ■支援の対象となる取組

以下すべてを満たす取組が対象です。

- ▶ 中山間地域の自然環境や資源を活用して商品化等に取り組むことにより、雇用の 創出につながることを目的とした取組
- 地域経済の振興に資する出口対策(外貨獲得、交流人口拡大、地産地消促進等) に創意工夫を凝らし、補助事業終了後も継続・発展が見込まれる取組
- 市町村が支援する取組(「市町村補助型」のみ)

### ~対象となる事業のイメージ~

#### 【地域資源の例】

- ✓ 農産物
- ✓ 未利用魚
- ✓ 鳥獣
- ✓ 間伐材
- ✓ 伝統工芸
- ✓ 古民家 など

# 商品・サービス化 (補助金活用)

#### 【活用例】

- ◆ 食品等への加工
- ◆ 食用魚、鑑賞魚の養殖
- ◆ 食器や家具の製造
- ◆ 各種体験のツアーの造成
- ◆ 宿泊施設の運営 など

#### 【外貨獲得の例】

- 産直市や道の駅、地域のスーパー等 での販売
- 保育園や学校、福祉施設等へ供給
- EC販売
- 観光客の受け入れ など

外貨獲得 雇用の創出等

# ■補助事業の概要

区分	内容
補助対象経費	新商品(サービス)の開発、販路開拓等に必要な経費、商品化に必要な設備導入、施設改修などに係る経費 など ※詳細は、公募要領をご確認ください。
補助額	1事業あたり $50$ 万円から $500$ 万円までの $1/2$ 以内を補助します。
補助期間	交付決定日から令和7年3月31日 ※補助対象事業の実施期間は原則3年間を限度としますが、単年度事業のため、複数年計画であっても年度毎に申請を行い審査を受ける必要があります。なお、実施期間が複数年にわたっても、補助額の上限は250万円です。(250万円×年数ではありません。)

## ■補助事業の概要(続き)



支援タイプ	交付先	事業実施主体
直接補助型	事業実施主体	県内の中山間地域(※)に主たる事業所がある法人、団体又は個人 ※島根県中山間地域活性化基本条例(平成11年島根県条例第24号)第2条に定め る地域をいい、松江市、出雲市の一部市街地は含まれません。詳細は県HPをご確 認いただくか、お問い合わせください。
市町村補助型	市町村	同上

## ■スケジュール等

項目	詳細
1. 公募期間	令和6年4月1日(月)から令和6年5月15日(水)正午まで
2. オンライン事前相談会	令和6年4月19日(金) ※申込締切:令和6年4月12日(金)
3. 審査	令和6年5月下旬から6月上旬 ※1次審査(書面審査) 最終審査(プレゼンテーション審査)
4. 交付決定	令和6年6月中旬以降

- ※公募要領等は、県ホームページからご確認ください。
- ※事業の採択は、予算の範囲内で行います。
- ※審査の結果、採択となった事業は、補助金交付決定後に事業着手が可能です。 交付決定前に着手された事業は補助対象となりませんので、ご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

島根県 地域振興部 中山間地域・離島振興課 スモール・ビジネス推進係

〒690-8501 松江市殿町1番地 公: 0852-22-6449

E-mail: chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/chiiki/chusankan/small-

business/